

金山の勞働者諸君に訴

金山の勞働者諸君。吾々は金山の勞働者の幸福のため
に、金山の勞働者の利益のために、あの要求書を鉱業所
に提出しておるのであります。あの要求が通ることはそ
れだけ金山の労働者の利益とあり、幸運と申します。

然るに鉱業所は何んといつて、吾々の正しい要求を刀
以て「不承」として、あらゆる手段をもつて、吾々を壓迫す
は、何よりの迫害であります。吾々は國籍に隸れやうとしておりうであります。
連日、車づく船づくの手引を引かせ、金が武器をや
つたり、職務に不従事を説きたりして勞働者を説
教かして居ります。金を取ることも、かうして手引とや半増
は鉱業所の苦手マギーの一時的のヨマカシ策であります。

労働者がこゝに一時的のヨマカシ策に蒙て、説教に應じ
やうものから、まことに、骨の髓まで、シヤドリ取られて
しまいます。労働者のほんとうの利益を守り、幸福を増
進さすもの、労働組合をおいて外には有りません。

二、多此の労働組合君。諸君が若き人間としての勤め
あり難くて自己の精神の癡根の利益を失ふ。又、外
の世界を察し、議論と研究の能を發揮を希望するならば是非
の要求を下さり、その上に努力して下さ。

諸君、鉱業所のよき加減の説教である、既の利益のたる一筆
の幸福を失ふ。一時の好意を重んじて、水の精米の利益を失ふ。
諸君を幸福の樂園へ導くべき、諸君を國籍のドン底に
追込るもの、今二年餘にて於ける諸君の次第つてありうだ
諸君隼人慷慨に説教して安樂をうけよ。

大正十四年六月十九日

別名金山労働組合議園

日本銀行支店別子金山支部。